

## 報告第7号

専決処分事項の報告について（愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### \* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。